

## 大阪広域環境施設組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月13日

大阪広域環境施設組合  
監査委員 阪井千鶴子  
同 上田智隆

### 監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

#### 1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

#### 2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和8年3月9日

対象：令和7年度定期監査等

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
3	毒物劇物の管理方法について改善を求めたもの	1 令和8年2月27日に保管庫を新たに調達し、取替を行うことで不具合を解消した。	措置済	令和8年 2月27日
	舞洲工場において、10月16日に 実地監査を行い毒物劇物の管理状況を確認したところ、在庫数量等の確認や、毒物劇物を保管している保管室（以下「保管室」という。）及び保管室内に配置されている保管庫（以下「保管庫」という。）の施錠は、規定に基づき適切に実施されていた。 保管室、保管庫ともに施錠されていたが、水銀を保管している保	2 毒物劇物の保管庫に止まらず、舞洲工場において施錠管理が必要な箇所について、令和8年1月16日までに確認を行った。今後は定期的に確認のうえ、不具合があれば早急に対応する。	措置済	令和8年 1月16日

	<p>管庫の扉のひずみにより鍵が有効に機能しておらず、実際には開閉が可能な状態であった。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>1 舞洲工場は、保管庫の不具合を早急に解消すること。</p> <p>2 舞洲工場は、毒物劇物の保管庫に止まらず、施錠して管理することとされている扉等について、本来の機能を有しているか定期的に確認し、不具合があれば早急に是正すること。</p>			
--	--	--	--	--